ぜんちのあんしん保険(普通保険約款)新旧対比表

....

現行(旧)

(権利擁護費用保険金のお支払い)

第10条

会社は、日本国内において保険期間中に被保険者に〈別表3〉に規定する被害事故が生じたときに、被保険者またはその法定相続人が、被害事故に関してあらかじめ会社の同意を得て(あらかじめ会社の同意を得ることができないことが、正当な事由があると会社が認めた場合を除きます。)、弁護士(弁護士法に基づいて日本弁護士連合会に登録された弁護士をいいます。)および司法書士(司法書士法に基づく日本司法書士会連合会に登録した司法書士)に対して、次の各号の事由によって生じた費用(以下これらを「権利擁護費用」といいます。)を負担されたときに、第11条(権利擁護費用保険金のお支払い額)に定める権利擁護費用保険金を保険金受取人にお支払いします。

新

- (1) 〈別表3〉の1号から<u>5号</u>の被害事故に関して、弁護士または司法書士に法律 相談をしたとき
- (2) 〈別表3〉の1号から**5号**の被害事故に関して、正当な権利に基づく損害賠償 請求を弁護士または司法書士に委任したとき
- (3) 〈別表3〉の6号に定める被害事故に関して弁護士に接見を依頼したとき

(権利擁護費用保険金のお支払い額)

第11条

1. 会社が前条の規定によりお支払いする権利擁護費用は、次の各号に規定する費用をいいます。ただし、被保険者または保険金受取人が、他人から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額を差し引いてお支払いします。

(権利擁護費用保険金のお支払い)

第10条

会社は、日本国内において保険期間中に被保険者に〈別表3〉に規定する被害事故が生じたときに、被保険者またはその法定相続人が、被害事故に関してあらかじめ会社の同意を得て(あらかじめ会社の同意を得ることができないことが、正当な事由があると会社が認めた場合を除きます。)、弁護士(弁護士法に基づいて日本弁護士連合会に登録された弁護士をいいます。)および司法書士(司法書士法に基づく日本司法書士会連合会に登録した司法書士)に対して、次の各号の事由によって生じた費用(以下これらを「権利擁護費用」といいます。)を負担されたときに、第11条(権利擁護費用保険金のお支払い額)に定める権利擁護費用保険金を保険金受取人にお支払いします。

- (1) 〈別表3〉の1号から4号の被害事故に関して、弁護士または司法書士に法律 相談をしたとき
- (2) 〈別表3〉の1号から4号の被害事故に関して、正当な権利に基づく損害賠償 請求を弁護士または司法書士に委任したとき
- (3) 〈別表3〉の5号に定める被害事故に関して弁護士に接見を依頼したとき

(権利擁護費用保険金のお支払い額)

第11条

1. 会社が前条の規定によりお支払いする権利擁護費用は、次の各号に規定する費用をいいます。ただし、被保険者または保険金受取人が、他人から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額を差し引いてお支払いします。

新

(1) 法律相談費用

被保険者が、被害に関する損害賠償請求について弁護士または司法書士に法律 相談を行った場合に、その対価として弁護士または司法書士に支払う費用をい います。ただし、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および 日当は含みません。

(2) 弁護士委任費用

被保険者が弁護士または司法書士に損害賠償請求を委任した場合に支出する次の費用をいいます。

- (イ) 弁護士または司法書士に対価として支払う費用(着手金、報酬金、手数料、 実費および日当を含みます。ただし、書面による鑑定料および顧問料を除き ます。)
- (ロ) 裁判所に訴訟手数料または調停費用として納付する費用
- (ハ) 和解契約に関する公正証書の作成費用
- (二)会社が認める紛争処理機関による紛争解決手続きのために、当該機関に支払 う費用
- (3)接見費用

〈別表3〉の<u>6号</u>に定める「身体拘束」に対して被保険者が弁護士に接見を依頼した場合に支出する日当および実費をいいます。

2. 会社は、前項の権利擁護費用保険金として次の各号に定める額を、被保険者に お支払いします。ただし、1回の事故(同一の原因により発生した一連の事故 は、その発生のとき、発生の場所または損害賠償請求の相手方の数等のいかん に係わらずこれを1回の事故とみなします。)についてのお支払限度額は、次の 各号の金額とします。

(1) 法律相談費用

5万円までの実費

(2) 弁護士委任費用

100万円までの実費

現行(旧)

(1) 法律相談費用

被保険者が、被害に関する損害賠償請求について弁護士または司法書士に法律相談を行った場合に、その対価として弁護士または司法書士に支払う費用をいいます。ただし、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。

(2) 弁護士委任費用

被保険者が弁護士または司法書士に損害賠償請求を委任した場合に支出する次の費用をいいます。

- (イ) 弁護士または司法書士に対価として支払う費用(着手金、報酬金、手数料、 実費および日当を含みます。ただし、書面による鑑定料および顧問料を除き ます。)
- (ロ) 裁判所に訴訟手数料または調停費用として納付する費用
- (ハ) 和解契約に関する公正証書の作成費用
- (ニ)会社が認める紛争処理機関による紛争解決手続きのために、当該機関に支払 う費用
- (3) 接見費用

《別表3》の5号に定める「身体拘束」に対して被保険者が弁護士に接見を依頼した場合に支出する日当および実費をいいます。

- 2. 会社は、前項の権利擁護費用保険金として次の各号に定める額を、被保険者にお支払いします。ただし、1回の事故(同一の原因により発生した一連の事故は、その発生のとき、発生の場所または損害賠償請求の相手方の数等のいかんに係わらずこれを1回の事故とみなします。)についてのお支払限度額は、次の各号の金額とします。
- (1) 法律相談費用

5万円までの実費

(2) 弁護士委任費用

100万円までの実費

新 現行(旧)

(3) 接見費用

1万円までの実費

〈別表3〉被害事故(第10条関係)

(1)「身体の傷害または疾病」

被保険者が、日常生活において生じた偶然な事故によって被った傷害または疾 病のことをいいます。

(2)「財物の損壊」

被保険者が、正当な権利を有している財物を滅失、き損、汚損または盗取され たことをいいます。

- (3)「虐待」
- (イ)被保険者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を受けたこと。
- (ロ)被保険者が、わいせつな行為をされたこと、または被保険者にわいせつな行 為をさせたこと。
- (ハ)被保険者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他被保険 者を擁護すべき職務上の義務を怠る行為を受けたこと。
- (二)被保険者に対する暴言または拒絶的な対応、その他被保険者が心理的外傷を 受ける言動をされたこと。
- (ホ)被保険者の財産を不当に処分したこと。その他被保険者から不当に財産上の 利益を得る行為をさせたこと。
- (4)「消費者被害」

被保険者が、最終消費者として購入した商品、サービスおよびその権利を巡って生じる被害または不利益。

- (5)「雇用の現場での障がい者差別」
- (イ)障がい者であることを理由として不当な差別的取扱いを受けたこと。
- (ロ) 障がい者に対する合理的配慮の提供がなされないこと。

(3)接見費用

1万円までの実費

〈別表3〉被害事故(第10条関係)

(1)「身体の傷害または疾病」

被保険者が、日常生活において生じた偶然な事故によって被った傷害または疾 病のことをいいます。

(2) 「財物の損壊」

被保険者が、正当な権利を有している財物を滅失、き損、汚損または盗取されたことをいいます。

- (3)「虐待」
- (イ)被保険者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を受けたこと。
- (ロ)被保険者が、わいせつな行為をされたこと、または被保険者にわいせつな行 為をさせたこと。
- (ハ)被保険者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他被保険者を擁護すべき職務上の義務を怠る行為を受けたこと。
- (二)被保険者に対する暴言または拒絶的な対応、その他被保険者が心理的外傷を 受ける言動をされたこと。
- (ホ)被保険者の財産を不当に処分したこと。その他被保険者から不当に財産上の 利益を得る行為をさせたこと。
- (4)「消費者被害」

被保険者が、最終消費者として購入した商品、サービスおよびその権利を巡って生じる被害または不利益。

新	現行(旧)
※上記(イ)(ロ)は「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正す	
<u>る法律」に規定する「障害者に対する差別の禁止」、「雇用の分野における障</u>	
<u>害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置」によるも</u>	
<u>のとします。</u>	
<u>(6)</u> 「身体拘束」	(5)「身体拘束」
被保険者が、逮捕または勾留されたこと。	被保険者が、逮捕または勾留されたこと。

ぜんちのこども傷害保険(普通保険約款)新旧対比表

現行(旧)

(権利擁護費用保険金のお支払い)

第9条

会社は、日本国内において保険期間中に被保険者に〈別表3〉に規定する被害事故が生じたときに、被保険者またはその法定相続人が、被害事故に関してあらかじめ会社の同意を得ることができないことが、正当な事由があると会社が認めた場合を除きます。)、弁護士(弁護士法に基づいて日本弁護士連合会に登録された弁護士をいいます。)および司法書士(司法書士法に基づく日本司法書士会連合会に登録した司法書士)に対して、次の各号の事由によって生じた費用(以下これらを「権利擁護費用」といいます。)を負担されたときに、第10条(権利擁護費用保険金のお支払い額)に定める権利擁護費用保険金を保険金受取人にお支払いします。

新

- (1) 〈別表3〉の1号から**5号**の被害事故に関して、弁護士または司法書士に法律 相談をしたとき
- (2) 〈別表3〉の1号から**5号**の被害事故に関して、正当な権利に基づく損害賠償 請求を弁護士または司法書士に委任したとき
- (3) 〈別表3〉の6号に定める被害事故に関して弁護士に接見を依頼したとき

(権利擁護費用保険金のお支払い額)

第10条

1. 会社が前条の規定によりお支払いする権利擁護費用は、次の各号に規定する費用をいいます。ただし、被保険者または保険金受取人が、他人から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額を差し引いてお支払いします。

(権利擁護費用保険金のお支払い)

第9条

会社は、日本国内において保険期間中に被保険者に〈別表3〉に規定する被害事故が生じたときに、被保険者またはその法定相続人が、被害事故に関してあらかじめ会社の同意を得て(あらかじめ会社の同意を得ることができないことが、正当な事由があると会社が認めた場合を除きます。)、弁護士(弁護士法に基づいて日本弁護士連合会に登録された弁護士をいいます。)および司法書士(司法書士法に基づく日本司法書士会連合会に登録した司法書士)に対して、次の各号の事由によって生じた費用(以下これらを「権利擁護費用」といいます。)を負担されたときに、第10条(権利擁護費用保険金のお支払い額)に定める権利擁護費用保険金を保険金受取人にお支払いします。

- (1) 〈別表3〉の1号から4号の被害事故に関して、弁護士または司法書士に法律 相談をしたとき
- (2) 〈別表3〉の1号から4号の被害事故に関して、正当な権利に基づく損害賠償 請求を弁護士または司法書士に委任したとき
- (3) 〈別表3〉の5号に定める被害事故に関して弁護士に接見を依頼したとき

(権利擁護費用保険金のお支払い額)

第10条

1. 会社が前条の規定によりお支払いする権利擁護費用は、次の各号に規定する費用をいいます。ただし、被保険者または保険金受取人が、他人から損害の賠償として支払いを受けることができた場合には、その支払いを受けた金額を差し引いてお支払いします。

新

(1) 法律相談費用

被保険者が、被害に関する損害賠償請求について弁護士または司法書士に法律 相談を行った場合に、その対価として弁護士または司法書士に支払う費用をい います。ただし、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および 日当は含みません。

(2) 弁護士委任費用

被保険者が弁護士または司法書士に損害賠償請求を委任した場合に支出する次の費用をいいます。

- (イ) 弁護士または司法書士に対価として支払う費用(着手金、報酬金、手数料、 実費および日当を含みます。ただし、書面による鑑定料および顧問料を除き ます。)
- (ロ) 裁判所に訴訟手数料または調停費用として納付する費用
- (ハ) 和解契約に関する公正証書の作成費用
- (二)会社が認める紛争処理機関による紛争解決手続きのために、当該機関に支払 う費用
- (3)接見費用

〈別表3〉の<u>6号</u>に定める「身体拘束」に対して被保険者が弁護士に接見を依頼した場合に支出する日当および実費をいいます。

2. 会社は、前項の権利擁護費用保険金として次の各号に定める額を、被保険者に お支払いします。ただし、1回の事故(同一の原因により発生した一連の事故 は、その発生のとき、発生の場所または損害賠償請求の相手方の数等のいかん に係わらずこれを1回の事故とみなします。)についてのお支払限度額は、次の 各号の金額とします。

(1) 法律相談費用

5万円までの実費

(2) 弁護士委任費用

100万円までの実費

現行(旧)

(1) 法律相談費用

被保険者が、被害に関する損害賠償請求について弁護士または司法書士に法律相談を行った場合に、その対価として弁護士または司法書士に支払う費用をいいます。ただし、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。

(2) 弁護士委任費用

被保険者が弁護士または司法書士に損害賠償請求を委任した場合に支出する次の費用をいいます。

- (イ) 弁護士または司法書士に対価として支払う費用(着手金、報酬金、手数料、 実費および日当を含みます。ただし、書面による鑑定料および顧問料を除き ます。)
- (ロ) 裁判所に訴訟手数料または調停費用として納付する費用
- (ハ) 和解契約に関する公正証書の作成費用
- (ニ)会社が認める紛争処理機関による紛争解決手続きのために、当該機関に支払 う費用
- (3) 接見費用

《別表3》の5号に定める「身体拘束」に対して被保険者が弁護士に接見を依頼した場合に支出する日当および実費をいいます。

- 2. 会社は、前項の権利擁護費用保険金として次の各号に定める額を、被保険者にお支払いします。ただし、1回の事故(同一の原因により発生した一連の事故は、その発生のとき、発生の場所または損害賠償請求の相手方の数等のいかんに係わらずこれを1回の事故とみなします。)についてのお支払限度額は、次の各号の金額とします。
- (1) 法律相談費用

5万円までの実費

(2) 弁護士委任費用

100万円までの実費

現行(旧)

(3) 接見費用

1万円までの実費

新

〈別表3〉被害事故(第9条関係)

(1)「身体の傷害または疾病」

被保険者が、日常生活において生じた偶然な事故によって被った傷害または疾 病のことをいいます。

(2)「財物の損壊」

被保険者が、正当な権利を有している財物を滅失、き損、汚損または盗取され たことをいいます。

- (3)「虐待」
- (イ)被保険者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を受けたこと。
- (ロ)被保険者が、わいせつな行為をされたこと、または被保険者にわいせつな行 為をさせたこと。
- (ハ)被保険者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他被保険 者を擁護すべき職務上の義務を怠る行為を受けたこと。
- (二)被保険者に対する暴言または拒絶的な対応、その他被保険者が心理的外傷を 受ける言動をされたこと。
- (ホ)被保険者の財産を不当に処分したこと。その他被保険者から不当に財産上の 利益を得る行為をさせたこと。
- (4)「消費者被害」

被保険者が、最終消費者として購入した商品、サービスおよびその権利を巡って生じる被害または不利益。

- (5)「雇用の現場での障がい者差別」
- (イ)障がい者であることを理由として不当な差別的取扱いを受けたこと。
- (ロ) 障がい者に対する合理的配慮の提供がなされないこと。

(3) 接見費用

1万円までの実費

〈別表3〉被害事故(第9条関係)

(1)「身体の傷害または疾病」

被保険者が、日常生活において生じた偶然な事故によって被った傷害または疾 病のことをいいます。

(2)「財物の損壊」

被保険者が、正当な権利を有している財物を滅失、き損、汚損または盗取されたことをいいます。

- (3)「虐待」
- (イ)被保険者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を受けたこと。
- (ロ)被保険者が、わいせつな行為をされたこと、または被保険者にわいせつな行 為をさせたこと。
- (ハ)被保険者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他被保険者を擁護すべき職務上の義務を怠る行為を受けたこと。
- (二)被保険者に対する暴言または拒絶的な対応、その他被保険者が心理的外傷を 受ける言動をされたこと。
- (ホ)被保険者の財産を不当に処分したこと。その他被保険者から不当に財産上の 利益を得る行為をさせたこと。
- (4)「消費者被害」

被保険者が、最終消費者として購入した商品、サービスおよびその権利を巡って生じる被害または不利益。

新	現行(旧)
※上記(イ)(ロ)は「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正す	
<u>る法律」に規定する「障害者に対する差別の禁止」、「雇用の分野における障</u>	
<u>害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置」によるも</u>	
<u>のとします。</u>	
	(5)「身体拘束」
被保険者が、逮捕または勾留されたこと。	被保険者が、逮捕または勾留されたこと。